

布団の訪問販売に関する情報提供

福岡市消費生活センターでは、布団の訪問販売を行っていた事業者に対し、福岡市消費生活条例第22条第1項に基づき調査を行った結果、同条例第21条第1項に規定する不当な取引行為を行っていると認められたため、平成18年3月14日、同条例第22条第2項に基づき是正指導を行いましたので情報提供します。

布団は消費生活センターへの相談が多い商品の一つですが、特に気を付けたいのが、販売の目的を告げず科学的根拠なく消費者を心理的に不安な状態陥らせ執拗に勧誘する訪問販売です。消費者被害を未然に防止するため、一般的な手口や対処法等について報道方よろしくお願ひします。

1 是正指導を行った布団の訪問販売業者について

(1) 相談傾向

- 平成16年4月から平成17年12月末までの相談件数は37件。
- 契約当事者は女性が54%とやや多く、年代別では20歳代(70%)に集中している。

(2) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

- 布団のクリーニング・点検と称し、販売目的を隠匿して訪問し勧誘する行為(条例第21条第1項第1号に該当)。
- 強引に家に入る、断っているにもかかわらず執拗に勧誘する(条例第21条第1項第2号に該当)。
- 科学的な根拠無く「ダニがいるのでこのまま使い続けると病気になる。」と説明し、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ勧誘する(条例第21条第1項第2号に該当)

2 当センターに寄せられた布団類に関する相談の概要

(1) 相談傾向(布団類の購入契約や品質等に関する相談や問い合わせの件数)

- 平成16年4月から平成17年12月末までの相談件数は373件、その多くが訪問販売によるもの。
- 契約当事者は女性が78%と多く、年代別では20歳代(38%)と70歳以上(28%)が多い。

(2) 訪問販売の手口と問題点

- 「布団のクリーニング・点検」と称して販売目的を隠して訪問する。
- 強引に家に入る、あるいは断っているにもかかわらず執拗に勧誘する。
- 科学的な根拠無く「布団にダニがいるのでこのまま使い続けると病気になる」などと消費者を不安にさせ、新しい布団の契約を勧める。

(3) 対処法

- 突然訪れた見知らぬ業者を家に入れないようにしましょう。
- 業者の説明をうのみにして慌てて契約しないようにしましょう。
- 必要のない契約は、はっきり断りましょう。
- 訪問販売の場合は契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件で契約を解除することができる制度)できます。
- 布団を使用している期間内であればクーリング・オフできます。また、期間が過ぎていても「特定商取引法」や「消費者契約法」による取消ができる場合もあります。あきらめずに早めにセンターにご相談下さい。

担当：消費生活センター 相談指導係 植田
啓発係 本村
TEL：712-2929 FAX：712-2765